

第3節 在日米軍の駐留

在日米軍の再編などは、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄をはじめとする地元の負担を軽減するためのきわめて重要な取組である。防衛省としては、ロードマップ上の米軍

再編事業について、在日米軍施設・区域を抱える地元の理解と協力を得る努力を続けつつ、粛々と進めていく方針である。

1 在日米軍の駐留に関する枠組み

在日米軍の駐留は日米安保体制の中核的な要素であり、わが国とアジア太平洋地域に対し深く関与するという米国の意思表示でもある。わが国としては、在日米軍の駐留を円滑にするため、日米安保体制の信頼性の向上を図っている。

① 日米地位協定に基づくわが国の措置など

在日米軍施設・区域および在日米軍の地位にかかわることは日米地位協定¹（地位協定）により規定されており、この中には、在日米軍の使用に供するための施設・区域（在日米軍施設・区域）の提供に関すること、在日米軍が必要とする労務の需要の充足に関することなどの定めがある。

(1) 在日米軍施設・区域の提供

在日米軍施設・区域について、わが国は、地位協定の定めるところにより、日米合同委員会を通じた日米両国政府間の合意に従い提供している。

わが国は、在日米軍施設・区域の安定的な使用を確保するため、民有地や公有地については、所有者との合意のもと、賃貸借契約などを結んでいる。しかし、このような合意が得られない場合には、駐留軍用地特措法²に基づき、土地の所有者に対する損失の補償を行ったうえで、使用権原³を取得することとしている。

(2) 米軍が必要とする労務の需要の充足

在日米軍は、同軍を維持するために労働力（労務）を必

要としており、その需要は、地位協定により、わが国の援助を得て充足されることになっている。

全国の在日米軍施設・区域においては、平成25年度末現在、約2万5,000人の駐留軍等労働者（従業員）が、司令部の事務職、整備・補給施設の技術者、基地警備部隊および消防組織の要員、福利厚生施設の販売員などとして勤務しており、在日米軍の円滑な運用に欠くことのできない存在として、その活動を支えている。

こうした従業員は、地位協定の規定により、わが国が雇用している。防衛省は、その人事管理、給与支払、衛生管理、福利厚生などに関する業務を行うことにより、在日米軍の駐留を支援している。

② 在日米軍駐留経費負担

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保するうえで、在日米軍駐留経費負担は重要な役割を果たしている。1970年代半ばからのわが国における物価・賃金の高騰や国際経済情勢の変動などにより、昭和53年度に福利費などの労務費、昭和54年度からは、提供施設整備費の負担を、それぞれ開始した。

さらに、日米両国を取り巻く経済情勢の変化により、労務費が急激に増加し、従業員の雇用の安定が損なわれ、ひいては在日米軍の活動にも影響を及ぼすおそれが生じた。このため、87（昭和62）年、日米両国政府は、地位協定の経費負担原則の特例的な暫定措置として、地位協定第

1 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法

3 「権原」とは、ある行為を正当化する法律上の原因をいう。

24条についての特別な措置を定める協定（特別協定）⁴を締結した。

これに基づき、わが国は調整手当（現地域手当）など8項目の労務費を負担するようになった。その後の特別協定により、平成3年度からは、基本給などの労務費と光熱水料等を、平成8年度からは、それらに加え訓練移転費をわが国が負担するようになった。

なお、こうした在日米軍駐留経費負担については、わが国の厳しい財政事情にも十分配慮しつつ見直しを行ってきており、平成11年度予算（歳出ベース）をピークに減少に転じている。

10（平成22）年に行った包括的な見直しにおいて日米両政府は、在日米軍駐留経費負担全体の水準について、特別協定の有効期間中（平成23年度～平成27年度の5年間）、平成22年度予算額（1,881億円が目安）の水準を維持することとした。

3 特別協定

11（同23）年4月に発効した特別協定のポイントは、次のとおりである。

- (1) 対象期間：5年間
- (2) 経費負担：日本側が労務費、光熱水料等および訓練

移転費の全部または一部を負担。なお、訓練移転費につき、国内への移転にともない追加的に必要となる経費に加え、グアムなど米国の施政下の領域への訓練移転に係るものも負担対象に追加

・運用方針（往復書簡）

労務費：日本側が負担する上限労働者数を、協定の期間中に、現在の23,055人から22,625人に段階的に削減⁵

光熱水料等：249億円を各年度の負担の上限としつつ、協定の期間中に、日本側の負担割合を現在の約76%から72%に段階的に削減

(3) 節約努力：これらの経費につき、米側による一層の節約努力を明記⁶

参照 資料36（在日米軍駐留経費負担の概要）

4 在日米軍関係経費

在日米軍関係経費は、在日米軍駐留経費負担に加え、沖縄県民の負担を軽減するためにSACO最終報告の内容を実施するための経費、米軍再編事業のうち地元の負担軽減などに資する措置にかかる経費などがある。

参照 Ⅲ部2章3節3項1（在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小への取組）

参照 図表Ⅲ-2-3-1（在日米軍関係経費（平成26年度予算））

2 在日米軍再編に関する経緯

Ⅲ部2章2節2項で述べた、06（平成18）年5月の「再編実施のための日米ロードマップ」（ロードマップ）において示された在日米軍などの兵力態勢再編の進捗状況は、図表Ⅲ-2-3-2のとおりである。

参照 図表Ⅲ-2-3-2（ロードマップにおいて示された在日米軍などの兵力態勢の再編の進捗状況）

1 「2+2」共同発表（12（平成24）年4月27日）

在日米軍再編については、米国との間でも様々なレベル

で協議を続けてきたところであるが、これまでの協議を経て、日米両政府は、

- ① 沖縄の目に見える負担軽減を早期かつ着実に図る方策を講ずる必要があること
- ② 12（同24）年1月に公表された米国の国防戦略指針にも示されている、アジア太平洋地域重視の戦略と米軍再編計画の調整を図る必要があること
- ③ 米国議会においては、グアム移転にかかる経費を削減することが求められていること

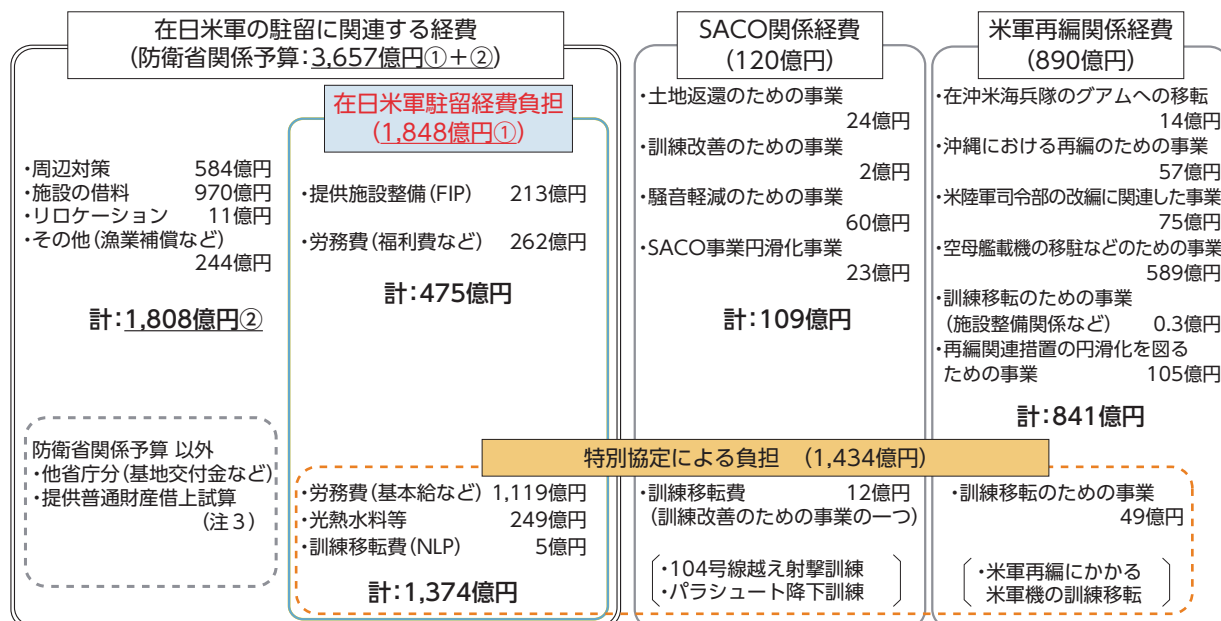
などの要因を踏まえ、在日米軍再編計画の調整にかかる本

⁴ 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

⁵ 「2+2」共同発表（11（平成23）年6月21日）「労務費を削減しつつも、駐留軍等労働者の安定的な雇用を維持するために引き続き最大限努力することと一致した。」

⁶ 上記の措置により生じる労務費および光熱水料等の減額分が、提供施設整備費への増額分として充当される。

図表Ⅲ-2-3-1 在日米軍関係経費(平成26年度予算)



- (注) 1 特別協定による負担のうち、訓練移転費は、在日米軍駐留経費負担に含まれるものとSACO関係経費および米軍再編関係経費に含まれるものがある。
- 2 SACO関係経費とは、沖縄県民の負担を軽減するためにSACO最終報告の内容を実施するための経費、米軍再編関係経費とは、米軍再編事業のうち地元の負担軽減などに資する措置にかかる経費である。他方、在日米軍駐留経費負担については、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保していくことはきわめて重要との観点からわが国が自主的な努力を払ってきたものであり、その性格が異なるため区別して整理している。
- 3 在日米軍の駐留に関連する経費には、防衛省関係予算のほか、防衛省以外の他省庁分(基地交付金など:384億円、25年度予算)、提供普通財産借上試算(1,660億円、25年度試算)がある。
- 4 四捨五入のため、合計値が合わないことがある。

格的な協議を行い、12(同24)年4月27日、「2+2」共同発表を公表した。

前述のとおり、同共同発表は、11(同23)年6月の「2+2」共同発表以降の在日米軍再編計画に関する重要な進展や06(同18)年のロードマップで示された計画の調整を決定するものである。

当初の計画では、沖縄に所在する第3海兵機動展開部隊(ⅢMEF)の司令部要素をグアムへ移転することとしていたが、部隊構成を変更し、司令部・陸上・航空・後方支援の各要素から構成される海兵空地任務部隊(MAGTF)を日本、グアム、ハワイに置くとともにオーストラリアへローテーション展開させることとした。これは、米国がアジア太平洋地域において、近年の安全保障環境の変化を受け、海兵隊の部隊構成の見直しを行っていることによるものである。この結果、日米両政府は、海兵隊の沖縄からグアムへの移転およびその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことなどを決定した。

本共同発表の概要は次のとおりである。

(1) 前文

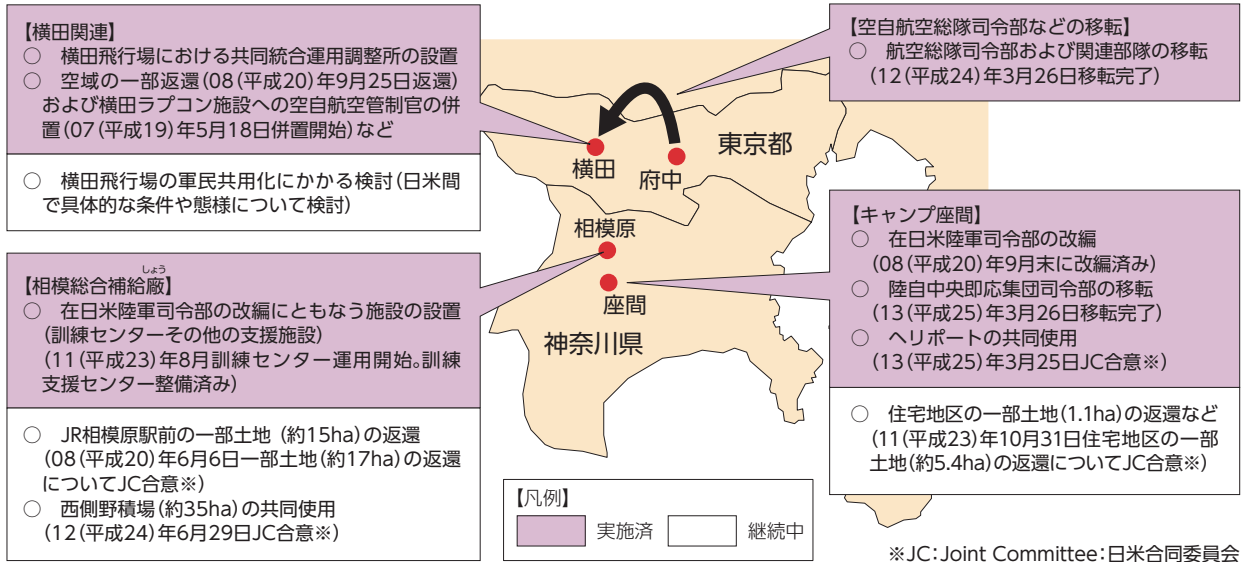
- ① 06(同18)年5月の「再編のロードマップ」に定められた計画の調整を決定
- ② 海兵隊の沖縄からグアムへの移転およびその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定
- ③ 米海兵隊の新しい態勢に加え、日本の防衛態勢の強化および日米間の動的防衛協力の推進により、日米同盟全体の抑止力が強化される旨確認

(2) グアムと沖縄における部隊構成(人数は定員)

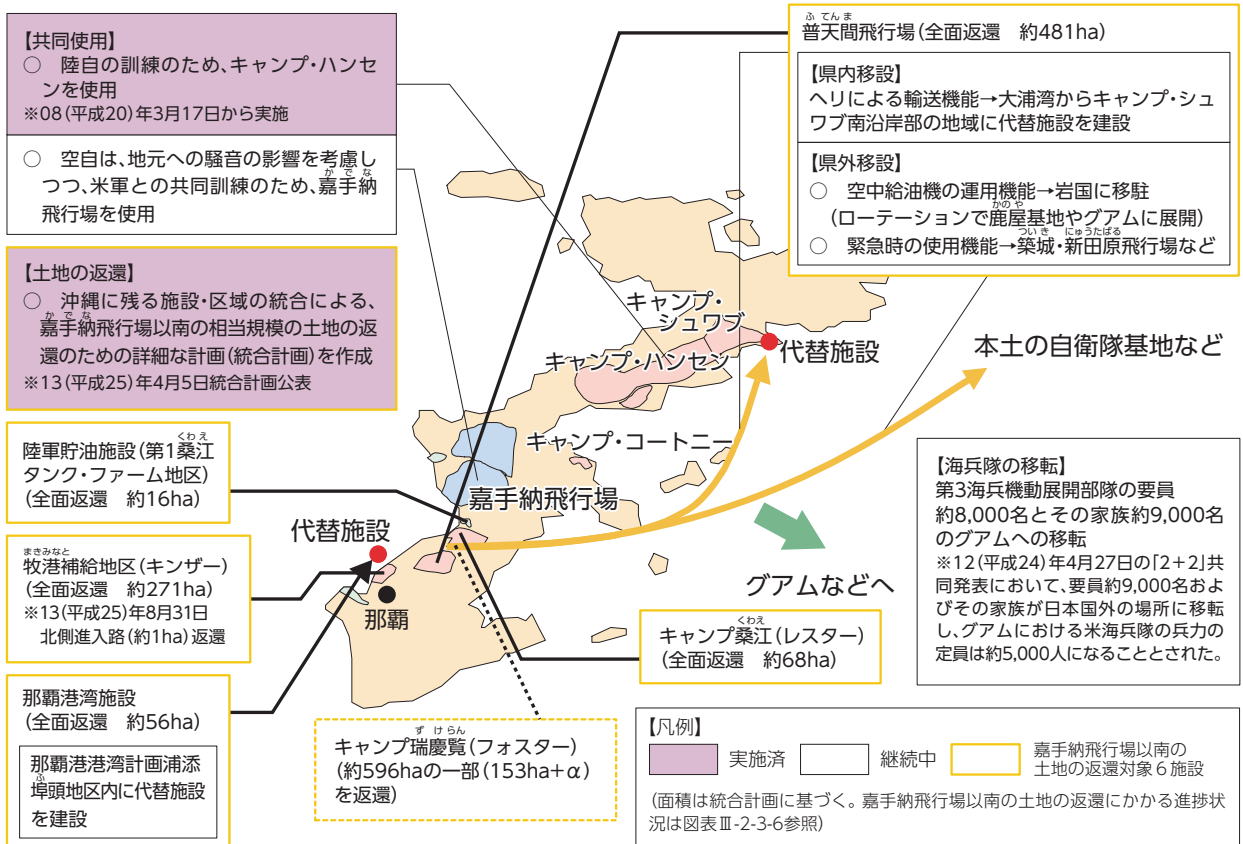
- ① 米国は、MAGTFを沖縄、グアム、ハワイに置くとともに、オーストラリアへのローテーション展開を構築
- ② 約9,000人の海兵隊員がその家族と共に沖縄から

図表Ⅲ-2-3-2 「再編の実施のための日米ロードマップ」に示された在日米軍などの兵力態勢の再編の進捗状況

1 関東における再編



2 沖縄における再編



3 航空機の移駐など

米軍機(嘉手納、三沢、岩国)の訓練の分散

千歳、三沢、百里、小松、築城、新田原の各自衛隊施設およびグアムなどへ

グアムなどへの移転は11(平成23)年1月JC合意※

空母艦載機部隊の岩国移駐



KC-130部隊の岩国移駐



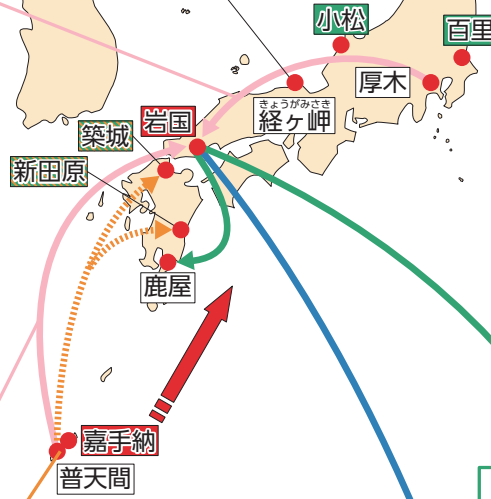
将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場内に設けられる。(12(平成24)年12月13日開港)



TPY-2レーダー:いわゆる「Xバンド・レーダー」の配備



TPY-2レーダーの配備
(13(平成25)年10月3日の「2+2」共同発表において確認)



【凡例】

■ 実施済
□ 継続中

海自E/O/UP-3飛行隊などの岩国から厚木への移駐(13(平成25)年10月3日の「2+2」共同発表において、岩国飛行場に維持されることを確認)

KC-130部隊はローテーションで海自鹿屋基地やグアムに展開

マリアナ諸島

サイパン

グアム

CH-53D部隊のグアム移転
(米国本土に移転済)



※JC: Joint Committee: 日米合同委員会

日本国外に移転

- ③ 沖縄における海兵隊の最終的なプレゼンスはロードマップの水準に従ったものとする。
- ④ グアムにおける海兵隊は約5,000人となる。
- ⑤ 海兵隊のグアム移転にかかる米国政府による暫定的な費用見積りは、86億ドル（2012米会計年度ドル）。日本側の財政的コミットメントは、09（同21）年のグアム協定第1条に規定された28億ドル（2008米会計年度ドル）の額を限度とする直接的な資金提供となる。他の形態での財政支援（出融資など）は利用しない。次の（3）②の協力で貢献する場合もこのコミットメントの内数

（3）地域の平和、安定および繁栄を促進するための新たなイニシアティブ

- ① アジア太平洋地域の平和、安定および繁栄を促進する重要性を確認。日本政府はODAの戦略的な活用（例：沿岸国への巡視船の提供など）を含む様々な措置をとる。
- ② 日米両政府は、グアムおよび北マリアナ諸島連邦において日米が共同使用する訓練場の整備に向けた協力を検討し、12（同24）年末までに協力分野を特定

（4）沖縄における土地返還

- ① 1. 手続後の速やかな返還が可能な区域：キャンプ瑞慶覧の一部（西普天間住宅地区、および施設技術部地区内の倉庫地区の一部）、牧港補給地区の一部（北側進入路、第5ゲート付近）
2. 県内移設後に返還が可能な区域：牧港補給地区の一部（倉庫地区の大半を含む）、キャンプ瑞慶覧の一部（インダストリアル・コリドーなど）、キャンプ桑江、那覇港湾施設、陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム
3. 海兵隊の国外移転後に返還が可能な区域：キャンプ瑞慶覧の一部、牧港補給地区の残余
- ② 沖縄に残る施設・区域の統合計画を日米が共同で12（同24）年末までに作成

（5）普天間代替施設と普天間飛行場

- ① 現行の移設案が唯一の有効な解決策であることを再

確認

- ② 代替施設が完全に運用可能となるまでの間、普天間飛行場を安全に運用し、環境を保全するために必要となる補修事業について、日米が相互に貢献

参照 資料34（「2＋2」共同発表（仮訳）（平成24年4月27日））

② 「2＋2」会合（13（平成25）年10月3日）における成果

13（同25）年10月の「2＋2」会合の共同発表には、12（同24）年4月の「2＋2」共同発表以降の在日米軍再編に関する協議の成果が盛り込まれた。日米両国は、普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設に向けた強い決意を新たにするとともに、沖縄の負担軽減の観点から、従来の合意を早期かつ着実に実施しつつ、様々な新たな措置にも取り組んでいくことで一致した。同共同発表における在日米軍再編にかかる記述は次のとおりである。

○沖縄における再編

- ・土地の返還：13（同25）年4月の統合計画に基づく土地の返還に関する進展を歓迎
- ・普天間飛行場の移設：キャンプ・シュワブ辺野古崎地区への移設が普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認。両政府の強いコミットメントを再確認
- ・ホテル・ホテル訓練区域：13（同25）年11月末までに、同区域の一部における使用制限の一部解除について原則的取決めを作成するよう指示。その他のあり得べき措置について協議を継続
- ・環境：返還前の土地の利用計画策定の円滑化を目的として、13（同25）年11月末までに、返還予定の米軍施設および区域への立入りの枠組みに実質的に了解することを決定

○岩国

- ・KC-130飛行隊の普天間飛行場から岩国飛行場への移駐に関する協議の加速化を確認
- ・海上自衛隊が岩国飛行場に維持されることを確認
- ・第5空母航空団の岩国飛行場への移駐が、17（同29）年頃までに完了することを認識

○グアム

- ・在沖縄米海兵隊の日本国外への移転の重要性（沖縄への影響の軽減、米軍の前方プレゼンスの維持、グアム

の戦略的な拠点としての発展の促進)を確認

- ・09(同21)年のグアム協定の改正議定書への署名を
発表
- ・グアムおよび北マリアナ諸島連邦における訓練場の整備
に対する日本国の資金提供の重要性に留意。この資金
提供は、米海兵隊のグアム移転を支え、自衛隊およ
び米軍による訓練場の共同使用を可能とし、同盟にと
り有益
- ・訓練場を含む施設および基盤の整備に関する費用の内
訳を示す作業を完了
- ・20(同32)年代の前半に沖縄からグアムへの米海兵
隊部隊の移転が開始することを公表

○高度な能力

- ・より高度な能力を日本国内に配備・展開することの重
要性を確認：①MV-22オスプレイ、②P-8(13(同
25)年12月以降)、③グローバル・ホーク(14(同
26)年春以降)、④F-35B(17(同29)年)

なお、これに加えて、14(同26)年4月6日の日米防
衛相会談において、17(同29)年までに弾道ミサイル防
衛機能を備えたイージス艦2隻を日本へ追加的に配備する
ことを計画している旨、ヘーゲル米国防長官から発言が
あった。

参照 資料35(「2+2」共同発表(仮訳)(平成25年10月3日))



高度な能力を有する米軍装備品(P-8、グローバル・ホークなど)のわが国への配備・展開について



米国は、アジア太平洋地域に戦略の重点をおく取組(アジア太平洋地域へのリバランス)を引き続き進めて
おり、13(平成25)年10月3日の「2+2」共同発表にあるとおり、日米両国は、より高度な能力を日本国内
に配備することが、戦略的な重要性を有し、日本および地域の安全に一層寄与することを確認した。米国は、
MV-22オスプレイ、P-8、グローバル・ホーク、F-35Bなどのわが国への配備などにより、その能力の近代化
を図ることとしている。P-8の嘉手納飛行場への配備については、米海軍による、P-3の段階的な換装の一環と
して行われる米国以外では初めてのものであり、同年12月に6機が配備された。より高度な能力を持つP-8へ
の換装は、在日米軍の哨戒能力を向上させるものである。グローバル・ホークについては、14(同26)年5
月から三沢飛行場への一時展開を開始しており、グローバル・ホークによる安定した運用が確保されることにな
れば、米軍の情報収集能力が一層向上することになる。これらは在日米軍の抑止力を高め、ひいてはわが国の
防衛および周辺地域の平和と安定の維持に寄与するものである。



嘉手納飛行場に配備されたP-8



三沢飛行場に飛来した米空軍グローバル・ホーク【米軍三沢基地HP】

3 沖縄における在日米軍の駐留

14（平成26）年1月現在、在日米軍施設・区域（専用施設）の面積の約74%が沖縄県に集中し、県面積の約10%、沖縄本島の約18%を占めている。沖縄に在日米軍施設・区域が集中する現状は、沖縄県民にとって大変大きな負担となっているものと認識している。政府としては、このような負担を少しでも軽減するため、安全保障上の観点から踏まえた様々な施策を行い、最大限の努力をしている。

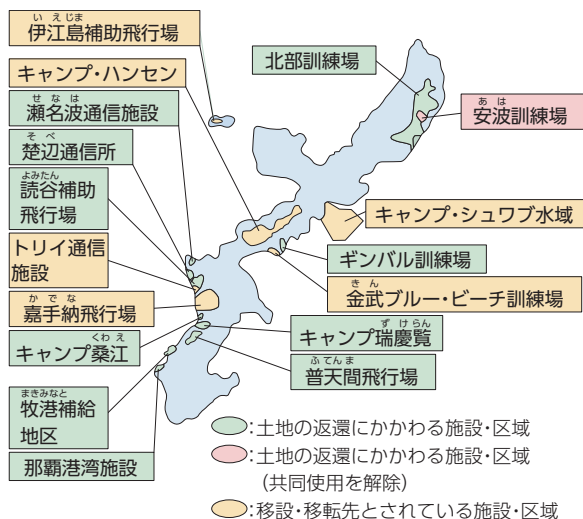
① 在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小への取組

政府は、72（昭和47）年の沖縄県の復帰にともない、83施設、約278km²を在日米軍施設・区域（専用施設）として提供した。一方、沖縄県への在日米軍施設・区域の集中が、県民生活などに多大な影響を及ぼしているとして、その整理・統合・縮小が強く要望されてきた。

日米両国は、地元の要望の強い事案を中心に、整理・統合・縮小の努力を継続し、90（平成2）年には、いわゆる23事案について返還に向けた必要な調整・手続を進めることを合意した。直近では、14（同26）年6月30日、キャンプ・ハンセンの一部（東シナ海側斜面の一部）約162haのうち、約55haが返還された。また、95（同7）年には、那覇港湾施設の返還など、いわゆる沖縄3事案⁷についても解決に向けて努力することになった。

参照 資料37（23事案の概要）

図表Ⅲ-2-3-3 SACO最終報告関連施設・区域



その後、95（同7）年に起きた不幸な事件や、これに続く沖縄県知事の駐留軍用地特措法に基づく署名・押印の拒否などを契機として、負担は国民全体で分かち合うべきであるとの考えのもと、整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払うこととした。そして、沖縄県に所在する在日米軍施設・区域にかかわる諸課題を協議する目的で、国と沖縄県との間に「沖縄米軍基地問題協議会」を、また、日米間に「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO)を設置し、96（同8）年、いわゆるSACO最終報告が取りまとめられた。

② SACO最終報告と進捗状況

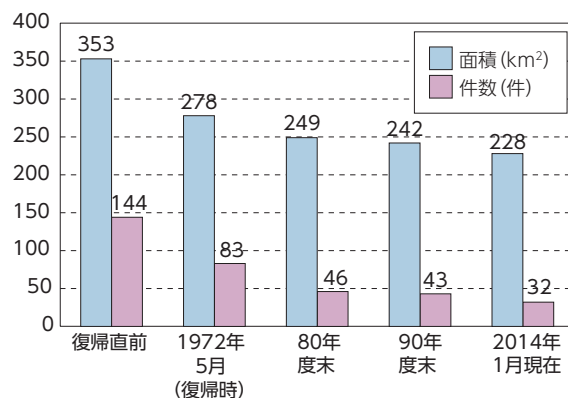
SACO最終報告の内容は、土地の返還、訓練や運用の方法の調整、騒音軽減、地位協定の運用改善であり、関連施設・区域が示された。SACO最終報告が実施されることにより返還される土地は、当時の沖縄県に所在する在日米軍施設・区域の面積の約21%（約50km²）に相当し、復帰時からSACO最終報告までの間の返還面積約43km²を上回るものとなる。

参照 図表Ⅲ-2-3-3（SACO最終報告関連施設・区域）、

図表Ⅲ-2-3-4（沖縄在日米軍施設・区域（専用施設）の件数および面積の推移）

参照 資料38（SACO最終報告（仮訳））、資料39（SACO最終報告の主な進捗状況）

図表Ⅲ-2-3-4 沖縄在日米軍施設・区域（専用施設）の件数および面積の推移



⁷ 那覇港湾施設の返還、読谷補助飛行場の返還、県道104号線越え実弾射撃訓練の移転

3 沖縄における米軍再編の経緯と進捗状況

ロードマップ上の米軍再編に関する取組においても、沖縄県における地元負担の軽減のための施策が講じられることとなった。

(1) 普天間飛行場代替施設など

米海兵隊普天間飛行場は、沖縄における米海兵隊（在沖米海兵隊）の航空能力に関し、次の機能を果たしている。

- ヘリなどによる海兵隊の陸上部隊の輸送機能
- 空中給油機を運用する機能
- 緊急時に航空機を受け入れる基地機能

一方で、同飛行場は市街地の中心にあり、地域の安全、騒音、交通などの問題から地元住民より早期の返還が強く要望され、次の措置を講ずることにより同飛行場を返還する方向で調整している。

ア ヘリなどによる海兵隊の陸上部隊の輸送機能

(ア) 普天間飛行場代替施設（代替施設）を沖縄県内に設ける必要性

在沖米海兵隊は、航空、陸上、後方支援の部隊や司令部機能から構成されている。海兵隊の運用では、これらの機能が相互に連携し合うことが必要であり、普天間飛行場に駐留する回転翼機が、訓練、演習など日常的に活動をともにする組織の近くに位置するよう、代替施設も沖縄県内に設ける必要があるとしている。

(イ) 代替施設に関する経緯

04（同16）年8月の宜野湾市^{ぎのわん}における米軍ヘリ墜落事故の発生を踏まえ、周辺住民の不安を解消するため、一日も早い移設・返還を実現するための方法について、在日米軍再編に関する日米協議の過程で改めて検討が行われた。

05（同17）年10月の「共同文書」においては、「キャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに近接する大浦湾の水域を結ぶL字型に普天間代替施設を設置する。」との案が承認された。その後、名護市をはじめとする地元地方公共団体との協議および合意を踏まえて、ロードマップにおいて、代替施設を「辺野古崎とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ」形で設置することとされ、この代替施設の建設について、06（同18）年5月、沖縄県知事と防衛庁長官（当時）との間で「基本確認書」が取り交わされた。

09（同21）年9月の政権交代後、沖縄基地問題検討委員会が設けられ、同委員会による検討を経て、10（同22）年5月、「2+2」会合において、普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区およびこれに隣接する水域に設置する意図を確認するとともに、様々な沖縄の負担軽減策について今後具体的な措置をとっていくことで米国と合意した。

その後、11（同23）年6月、「2+2」会合において、滑走路の形状をV字と決定し、普天間飛行場の固定化を避け危険性を一刻も早く除外するため、14（同26）年より後のできる限り早い時期に完了させることを確認した。

このような結論に至る検討過程では、まず、東アジアの安全保障環境に不安定性・不確実性が残る中、海兵隊を含む在日米軍の抑止力を低下させることは、安全保障上の観点からできないとの判断があり、また、普天間飛行場に所属する海兵隊ヘリ部隊を沖縄所在の他の海兵隊部隊から切り離し、国外・県外に移設すれば、海兵隊の持つ機能を損なう懸念があることから、普天間飛行場の代替地は沖縄県内とせざるを得ないとの結論に至ったものである。

また、日米両政府は、12（同24）年4月に続く13（同25）年10月の「2+2」会合においても、普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区およびこれに隣接する水域に建設することが、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認した。

参照 図表Ⅲ-2-3-5（普天間飛行場代替施設に関する経緯）

参照 資料34（「2+2」共同発表（仮訳）（平成24年4月27日））、
資料35（「2+2」共同発表（仮訳）（平成25年10月3日））、
資料40（嘉手納以南 施設・区域の返還時期（見込み））

(ウ) 環境影響評価

環境影響評価については、07（同19）年8月に沖縄県知事などに環境影響評価方法書を送付して以来、関係法令などに従い手続を進めた。環境影響評価書については、12（同24）年2月および3月に沖縄県知事より意見が述べられたことを受け、防衛省で有識者研究会を開催して、部外有識者の科学的・専門的観点からの助言を踏まえ、補正作業を行った。その後、同年12月18日に補正後の評価書を沖縄県知事などに送付し、同年12月27日から13（同25）年1月29日までの間、評価書の縦覧^{じゅうらん}（一般に閲覧できるようにすること）を行い、環境影響評価の手続を終了した。

図表Ⅲ-2-3-5 普天間飛行場代替施設に関する経緯

年 月	経 緯
96(平成 8)年 4月	橋本総理(当時)・モンデール大使(当時)会談、普天間飛行場の全面返還を表明 SACO中間報告 →今後5～7年以内に、十分な代替施設が完成した後、飛行場を返還
12月	SACO最終報告 →海上施設を沖縄本島の東海岸沖に建設(撤去可能なもの)
99(平成11)年11月	稲嶺沖縄県知事(当時)、軍民共用を条件に移設候補地を名護市辺野古沿岸域に決定した旨を表明
12月	岸本名護市長(当時)、受入を表明 「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(閣議決定) →「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」における建設
02(平成14)年 7月	防衛庁長官と沖縄県知事などとの間で「代替施設の使用協定に係る基本合意書」を締結 「普天間飛行場代替施設の基本計画」策定 →規模、工法、具体的建設場所などを決定
03(平成15)年11月	ラムズフェルド国防長官(当時)、沖縄訪問
04(平成16)年 4月	環境影響評価手続開始(07(平成19)年廃止)
8月	沖縄県宜野湾市の大学構内に米軍ヘリ墜落
05(平成17)年10月	「2+2」共同発表 →新たな案(キャンプ・シュワブ海岸線区域とこれに近接する大浦湾水域を結びL字型)で合意
06(平成18)年 4月	防衛庁長官と名護市長・宜野座村長との間で「普天間飛行場代替施設の建設に係る基本合意書」を締結 →周辺地域上空の飛行ルートを回避する方向で対応することに合意(V字案)
5月	「2+2」共同発表 →「再編の実施のための日米ロードマップ」において最終取りまとめ、V字案を承認 防衛庁長官と沖縄県知事との間で「在沖米軍再編に係る基本確認書」を締結 「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」(閣議決定) →99(平成11)年12月閣議決定は廃止
8月	「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」設置
07(平成19)年 6月	現況調査開始
8月	環境影響評価方法書を沖縄県知事などに送付
08(平成20)年 3月	環境影響評価方法書に沿った調査開始
09(平成21)年 4月	環境影響評価準備書を沖縄県知事などに送付
5月	「在沖縄米海兵隊のグアム移転に係る協定」国会承認
9月	民主党・社民党・国民新党、三党連立政権合意書を締結 →米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む旨合意
11月	「普天間飛行場の代替施設に関する閣僚レベルのワーキング・グループ」設置 日米首脳会談 →普天間飛行場の移設について、「ワーキング・グループ」を通じて迅速に解決すること一致
12月	基本政策閣僚委員会開催、沖縄基地問題検討委員会設置
10(平成22)年 1月	「2+2」共同発表 →沖縄を含む地元の負担を軽減するとともに抑止力を維持する努力を確認
5月	「2+2」共同発表 →普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古地区およびこれに隣接する水域に設置する意図を確認 「平成22年5月28日に日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について」閣議決定
8月	普天間飛行場の代替施設に関する専門家会合報告書
11(平成23)年 6月	「2+2」共同発表 →代替施設の滑走路の形状をV字型に決定するとともに、代替施設の計画を14(平成26)年より後のできる限り早い時期に完了させるとのコミットメントを確認
11(平成23)年12月 ～12(平成24)年 1月	環境影響評価書を沖縄県知事に送付
12(平成24)年 2月	在日米軍再編に関する日米共同報道発表 →海兵隊のグアムへの移転およびその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことについて公式な議論を開始
4月	「2+2」共同発表 →普天間飛行場を辺野古に移設する現在の計画が、引き続き、唯一の有効な解決策であるとの認識を再確認
12月	環境影響評価書(補正後の評価書)を沖縄県知事などに送付
13(平成25)年 3月	公有水面埋立承認願書を沖縄県知事に提出
10月	「2+2」共同発表 →普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設することが、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であるとの認識を再確認
12月	沖縄県知事が普天間飛行場代替施設建設事業にかかる公有水面の埋立を承認

(工) 代替施設建設事業など

普天間飛行場代替施設建設事業については、13（同25）年3月22日、公有水面埋立承認願書を沖縄県知事に提出し、同年12月27日、同願書が沖縄県知事によって承認されるなど、普天間飛行場の移設・返還に向けて事業を着実に進めているところである。

普天間飛行場は、沖縄県宜野湾市の中心部に位置し、周囲には住宅や学校などが密接しており、同飛行場の固定化は絶対に避けなければならない。政府としては、沖縄県知事による公有水面埋立の承認を重く受け止め、速やかに事業に着手するとともに、一日も早い普天間飛行場の返還を実現できるよう引き続き全力で努力していく。

イ 空中給油機を運用する機能

普天間飛行場に所在する空中給油機KC-130は、14（同26）年7月上旬から8月下旬までの間に岩国飛行場（山口県）に移駐することとなっている。

KC-130は、訓練および運用のため定期的にローテーションで海自鹿屋基地（鹿児島県）とグアムに展開することとなっており、海自鹿屋基地での訓練と運用について日米間で協議中である。

ウ 緊急時に航空機を受け入れる基地機能

緊急時における空自新田原基地（宮崎県）と空自築城基地（福岡県）の米軍による使用が強化される。このための施設整備は、実地調査の後、普天間飛行場の返還の前に必要に応じて実施される。また、役割・任務・能力に関する検討において日米の共同訓練を拡大するとしているが、整備後の施設は、このような訓練活動のためにも活用されることを想定している。

さらに、緊急時における米軍による民間施設の使用の改善について、日米間の計画検討作業において検討されるとともに、普天間飛行場の返還を実現するための適切な措置がとられるとしている。

(2) 兵力の削減とグアムへの移転

11（同23）年6月の「2+2」会合などで、沖縄に所在する第3海兵機動展開部隊（ⅢMEF）の要員約8,000人

とその家族約9,000人が14（同26）年より後のできる限り早い時期に沖縄からグアムに移転することとされた。

移転費用については、施設およびインフラの整備費算定額102.7億ドル（2008米会計年度ドル）のうち、日本が28億ドルの直接的な財政支援を含め60.9億ドルを提供し、米国が残りの41.8億ドルを負担することで合意に至った。わが国が負担する費用のうち、わが国の直接的な財政支援として措置する事業（「真水」事業）⁸については、わが国による多年度にわたる資金提供をはじめとする日米双方の行動をより確実なものとし、これを法的に確保するため、日本政府は、09（同21）年2月に米国政府と「第3海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（グアム協定）に署名した。本協定に基づく措置として、平成21年度から、「真水」事業にかかる米国政府への資金移転を行っている⁹。

その後、12（同24）年4月の「2+2」共同発表におけるグアムに移転する部隊構成および人数についての見直しにより、海兵空地任務部隊（MAGTF）をグアムに置くこととされ、約9,000人の海兵隊の要員が沖縄から日本国外に移転し、グアムにおける海兵隊の兵力の定員は約5,000人になる一方で、沖縄における海兵隊の最終的なプレゼンスは、ロードマップの水準に従ったものとするものとされた。

この共同発表において、移転にかかる米国政府による暫定的な費用見積りは86億ドル（2012米会計年度ドル）であるとされた。日本の財政的コミットメントについては、グアム協定の第1条に規定された28億ドル（2008米会計年度ドル）の額を限度とする直接的な資金提供となることが再確認されたほか、日本による家族住宅事業やインフラ事業のための出融資などは利用しないことが確認された。また、グアム協定のもとですでに米国政府に移転された資金は日本による資金の提供の一部となることとされた。さらに、両政府はグアムおよび北マリアナ諸島連邦における日米両国が共同使用する訓練場の整備についても、前述の28億ドルの直接的な資金提供の一部を活用して実施する

⁸ わが国の「真水」事業について、工事業、設計事業経費として、平成21年度予算に約346億円、平成22年度予算に約468億円、平成23年度予算に約149億円、設計事業経費として平成24年度に約7億円、平成25年度に約2億円を計上し予算措置された。

⁹ 平成21年度予算約346億円、平成22年度予算約468億円、平成23年度予算約93億円を米側に資金移転した。

こととされた。このほか、残りの費用および追加的な費用は米国が負担することや、両政府が二国間で費用内訳を完成させることについても合意された。

13（同25）年10月の「2+2」会合では、米海兵隊の要員の移転が、沖縄への影響を軽減しつつ、米軍の前方プレゼンスを維持することに寄与し、グアムの戦略的な拠点としての発展を促進することが確認され、またその際、移転に関するこれらの目標を達成するために必要な二国間協力の基礎となるグアム協定を改正する議定書の署名も行われた。本改正は、12（同24）年の「2+2」共同発表を受けて行われるものであり、米海兵隊部隊の沖縄からグアムへの移転を普天間飛行場代替施設に関する進展から切り離すことを確認するとともに、グアムおよび北マリアナ諸島連邦における訓練場の整備および自衛隊による訓練場の使用に関する規定の追加などが盛り込まれている。また、わが国政府からの資金提供については、引き続き28億ドル（2008年度価格）が上限となることに変更はない。

米海兵隊部隊の沖縄からグアムへの移転については、13（同25）年10月の「2+2」共同発表において、12（同24）年の「2+2」共同発表において示された移転計画のもとで、20（同32）年代前半に開始されることとされ、同計画は13（同25）年4月の嘉手納飛行場以南の土地の返還に関する統合計画の実施の進展を促進するものとされた。

【参照】資料41（第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定）、資料42（同協定を改正する議定書）

（3）嘉手納飛行場以南の土地の返還

12（同24）年4月の「2+2」共同発表において、第3海兵機動展開部隊（ⅢMEF）の要員の沖縄からグアムへの移転およびその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定した。さらに、返還される土地については、①速やかに返還できるもの、②機能の移転が完了すれば返還できるもの、③国外移転後に返還できるもの、という3段階に分けて検討していくことで合意した。

12（同24）年末の政権交代後、沖縄の負担軽減に全力で取り組むとの安倍政権の基本方針のもと、引き続き日米間で協議が行われ、沖縄の返還要望が特に強い牧港補給地区（キャンプ・キンザー）を含む嘉手納以南の土地の返還を早期に進めるよう強く要請し、米側と調整を行った結果、13（同25）年4月に、具体的な返還年度を含む返還スケジュールが明記される形で統合計画が公表されることになった。

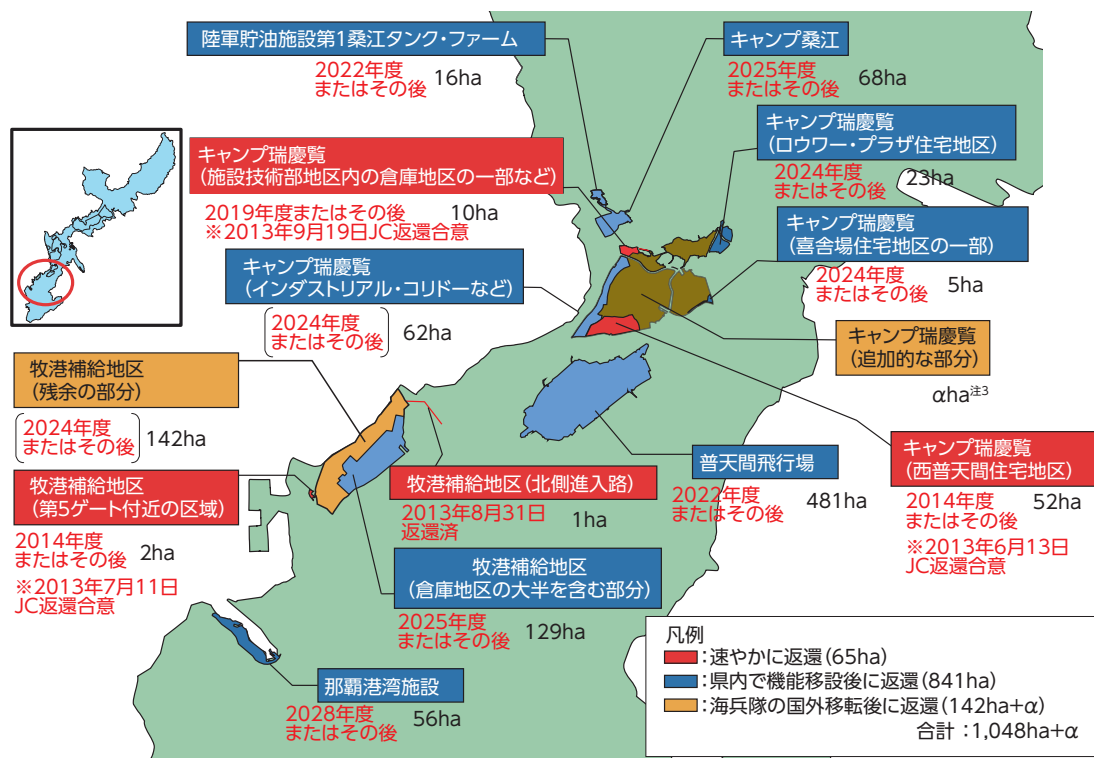
統合計画においては、本計画を可能な限り早急に実施することを日米間で確認しており、政府として一日も早い嘉手納以南の土地の返還が実現するよう、引き続き全力で取り組んでいく。また、統合計画の発表を受け、キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区の有効かつ適切な利用の推進に資するため、同年4月以降、宜野湾市、宜野湾市軍用地等地主会、沖縄県、沖縄防衛局および沖縄総合事務局による協議会¹⁰が開催されており、防衛省としても必要な協力を行っている。14（同26）年6月24日には、西普天間住宅地区の共同使用について日米合同委員会で合意し、同年8月15日以降、掘削をとまなう埋蔵文化財調査および支障除去措置にかかる調査などのための返還前の立入りが可能となった。

13（同25）年4月の統合計画の公表以降、「必要な手続の完了後速やかに返還可能となる区域」（図表Ⅲ-2-3-6の赤色の区域）を中心に早期返還に向けて取り組んできた結果、同年8月に完了した牧港補給地区の北側進入路の土地の返還をはじめ、これまでに該当する四つの事案全てについて返還に向けた道筋がつき、同年10月の「2+2」共同発表でも確認されているとおり、予定よりも早く進んでいる。14（同26）年4月14日には、キャンプ瑞慶覧の白比川地区からキャンプ・ハンセンへの施設の移設について、移設先である金武町から受け入れの理解を得たところである。

また、残りの区域についても、米側のマスタープランが速やかに作成されるよう、あらゆる機会を通じて米国との協議を進めるとともに、作成を支援することとしている。これまでに、牧港補給地区などに所在する陸軍倉庫の移設先であるトリイ通信施設マスタープランを日米合同委員会で合意した。引き続き統合計画を着実に実施し、沖縄の負

¹⁰ 同協議会にはオブザーバーとして、防衛省のほか外務省（沖縄事務所）、内閣府も参加している。

図表Ⅲ-2-3-6 嘉手納飛行場以南の土地の返還



- (注) 1 時期および年、日米両政府による必要な措置および手続の完了後、特定の施設・区域が返還される時期に関する最善のケースの見込みである。これらの時期は、沖縄における移設を準備するための日本国政府の取組の進展、および米海兵隊を日本国外の場所に移転するための米国政府の取組の進展といった要素に応じて遅延する場合がある。さらに、括弧が付された時期および年度は、当該区域の返還条件に海兵隊の国外移転が含まれるものの、国外移転計画が決定されていないことから、海兵隊の国外移転に要する期間を考慮していない。したがって、これらの区域の返還時期は、海兵隊の国外移転の進捗状況に応じて変更されることがある。
- 2 各区域の面積は概数を示すものであり、今後行われる測量などの結果に基づき、微修正されることがある。
- 3 追加的な返還が可能かどうかを確認するため、マスタープランの作成過程において検討される。

※ JC : Joint Committee:日米合同委員会

担軽減を早期に進めるとともに、具体的に目に見えるものとするため、それぞれの土地の返還が可能な限り短期間で実現できるよう、全力での取組が行われている。

参照 図表Ⅲ-2-3-6 (嘉手納飛行場以南の土地の返還)

参照 資料40 (嘉手納以南 施設・区域の返還時期 (見込み))

4 MV-22オスプレイの沖縄配備

(1) MV-22オスプレイの沖縄配備

MV-22オスプレイは、回転翼機の垂直離着陸やホバリングの機能と、固定翼機の数および航続距離を持ち合わせた航空機であり、海兵隊の航空部隊の主力として、様々な作戦において、人員・物資輸送をはじめとした幅広い活動に従事し、重要な役割を果たしている。

米海兵隊においては、老朽化した CH-46 回転翼機を、より基本性能の高い MV-22 へと更新する計画が進められ、

11 (同23) 年6月、普天間飛行場に配備されている CH-46 の MV-22 への更新が米国防省より公表された。その後、12 (同24) 年6月29日には米国政府から普天間飛行場の1個飛行隊12機の CH-46 を同数の MV-22 に更新し、さらに13 (同25) 年夏に2個目の飛行隊の CH-46 を同数の MV-22 に更新する旨の接受国通報が行われた。これを受け、防衛省は、大臣などが、沖縄県や岩国市に対して安全確保のための措置に関する説明を行った後、12 (同24) 年10月に1個目の飛行隊の普天間飛行場への移動が、13 (同25) 年9月には、2個目の飛行隊の普天間飛行場への移動が、それぞれ完了した。

MV-22 は CH-46 に比べて、速度は2倍、搭載能力は3倍、行動半径は4倍という優れた性能を有しており、同機の沖縄配備により、在日米軍全体の抑止力が強化され、この地域の平和と安定に大きく寄与する。

(2) MV-22オスプレイの安全性

12（同24）年4月にモロッコにおいてMV-22オスプレイの事故が、同年6月に米国のフロリダにおいてCV-22¹¹の事故が発生し、国民の間に懸念が広がったことから、日米両政府は、事故の調査結果が提供され、飛行運用の安全性が再確認されるまで、日本においていかなる飛行運用も行わないこととした。また、安全性の再確認のため、米側の事故調査結果などについて、わが国独自の視点と知見で、その内容が妥当であるかなどについて客観的に評価する分析評価チームを設置し、調査結果の検証を行った。この結果、モロッコにおけるMV-22およびフロリダにおけるCV-22墜落事故は人的要因によるところが大きく、機体自体の安全性に問題がないことが確認された。

さらに、MV-22の飛行運用にあたって、その安全性を最大限に確保するため、日米合同委員会などにおいて、事故の再発防止策や運用に関する事項について米側と議論した。これにより、事故の教訓をふまえた人的要因を改善するための措置がとられていることを確認するとともに、MV-22の日本における運用に関して安全を確保するための具体的措置がとられることが日米合同委員会において合意された。

以上の結果を踏まえ、MV-22の日本における運用について、安全性は十分に確認されたものと考え、同年日本政府は、9月19日に「MV-22オスプレイの沖縄配備について」を公表し、わが国におけるMV-22の飛行運用が開始された。政府としては、米国がMV-22に関する日米合同委員会における合意を遵守し、安全性などに最大限配慮してMV-22を運用してきていると認識しているが、MV-22の飛行運用の実施にあたり、引き続き、地元住民に十分な配慮がなされ、日米合同委員会における合意が適切に実施されるよう、日米防衛相会談をはじめ様々な機会を通じ米側への働きかけを継続的に行っている。

参照 図表Ⅲ-2-3-7（MV-22オスプレイ沖縄配備の経緯）

(3) 災害発生時などにおけるMV-22オスプレイの有用性

13（同25）年11月にフィリピン中部で発生した台風被害に対する救援作戦「ダマヤン」を支援するため、沖縄に配備されている14機のMV-22オスプレイが人道支援・災害救援活動に投入された。固定翼機の数と航続距離に加え、回転翼機の垂直離着陸機能をあわせ持つMV-22は、アクセスの厳しい被災地などに迅速に展開し、1日で数百名の孤立被災民と約6トンの救援物資の輸送を可能にするなど、他の航空機にはない能力を提供した。また、14（同26）年4月に韓国の珍島^{ちんどう}沖で発生した旅客船沈没事故に際しても、沖縄に配備されているMV-22が捜索活動に投入された。

このように、今後もMV-22は、様々な作戦においてその優れた能力を発揮していくことが期待されている。

5 沖縄の負担軽減に向けた取組

沖縄は、米国の占領下に置かれたことや、占領終了後も他の地域に比べて在日米軍施設・区域の返還が進まなかった経緯・事情から、多くの在日米軍施設・区域が今なお存在している。政府は、沖縄に集中した負担の軽減を図るべく、これまでSACO最終報告や、ロードマップの実現などに向けて取り組むとともに、防衛省としても、沖縄政策協議会および同協議会のもとに設置された小委員会¹²などを通じて、地元の意見などを聞きながら、沖縄の一層の負担軽減に向け全力をあげて取り組んできた。

こうした中、13（同25）年12月17日の沖縄政策協議会において、沖縄県知事から、普天間飛行場の5年以内の運用停止・早期返還、MV-22オスプレイの12機程度の県外の拠点への配備および牧港補給地区の7年以内の全面返還などの要望がなされた。

政府としては、この要望を沖縄県民全体の思いとしてしっかりと受け止め、内閣官房長官、沖縄担当大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄県知事および宜野湾市長で構成される「普天間飛行場負担軽減推進会議」を設置するなど、沖縄の負担軽減に一丸となって取り組んでいる。

11 MV-22型は海兵隊仕様で、強襲揚陸や輸送などを目的としており、CV-22型は空軍仕様で、特殊作戦などを目的としている。

12 13（平成25）年3月19日、沖縄政策協議会において、米軍基地負担の軽減および沖縄振興策に関する諸問題への対応を目的として同協議会のもとに「小委員会」を設置

図表Ⅲ-2-3-7 MV-22オスプレイ沖縄配備の経緯

11(平成23)年 6月 6日	米国防省が2012年の後半に普天間飛行場に配備されているCH-46をMV-22オスプレイに換装する旨の発表を行った情報を関係自治体などに提供
6月13日～26日	これまでに得た安全性や騒音に関する情報を関係自治体などに提供
6月24日	沖縄県知事などから29項目の質問状を受領
9月 1日	事務次官から沖縄県知事などへ第1次回答を手交
9月2日～13日	沖縄県内の関係自治体などに上記第1次回答内容を説明
12月20日	沖縄防衛局長から沖縄県知事などへ第2次回答を手交
12月20日～12(平成24)年 1月17日	沖縄県内の関係自治体などに上記第2次回答内容を説明
4月12日	モロッコでのMV-22事故に関する速報を関係自治体などに提供
6月13日～	環境レビューの結果、MV-22のパフレット、質問状に対する第3次回答内容などを沖縄県および関係自治体などに説明
6月14日	フロリダでのCV-22事故に関する速報を関係自治体などに提供
6月26日～	モロッコおよびフロリダ州で発生した事故に関する米側からの情報を関係自治体などに説明
6月29日～	接受国通報およびプレスリリースの内容について関係自治体などに説明
7月20日	23日に岩国飛行場へ陸揚げするとの米側からの情報を関係自治体などに提供
8月1日～9月18日	沖縄県知事などから環境レビューなどに関する4つの質問状などを受領
8月28日～	「モロッコにおけるMV-22墜落事故に関する分析評価報告書」を関係自治体などに説明
9月11日～	「フロリダにおけるCV-22墜落事故に関する分析評価報告書」を関係自治体などに説明
9月14日	岩国市議会全員協議会において、議員のMV-22の配備に関する質疑
9月19日～	「MV-22オスプレイの沖縄配備について」を関係自治体などに説明
9月21日	岩国飛行場で機能確認飛行などを開始した旨、山口県および岩国市に情報提供
9月27日～28日	8月1日から9月18日までに受領した沖縄県などからの質問状に対する回答内容について、沖縄県および沖縄県内の関係自治体などに説明
11月 2日	政府主催全国都道府県知事会議において、防衛大臣からMV-22の当面の訓練計画を説明するとともに、総理大臣および防衛大臣から沖縄以外への訓練移転に対する協力を依頼
12月10日	沖縄県知事から9月の回答に対する再質問状を受領
12月12日～12月14日	沖縄県知事からの環境レビューに関する質問状で回答が不十分であった質問につき第2次回答。回答内容について、沖縄県および沖縄県内の関係自治体などに説明
12月25日	沖縄県知事からMV-22の飛行実態などの確認要請文書を受領
13(平成25)年 1月28日	県民大会実行委員会、沖縄県議会などが総理宛建白書を提出
4月30日	飛行隊配備にかかる米側からの説明(2013年夏に岩国陸揚げ)を関係自治体に説明
7月 1日	飛行隊が7月最終週に岩国に陸揚げ予定である旨公表
9月25日	普天間飛行場への移動が完了



普天間飛行場負担軽減推進会議の様子【内閣広報室】

防衛省としても、14(同26)年1月22日、副大臣を長とする「沖縄基地負担軽減推進委員会」を設置し、沖縄の負担軽減のためにできることは全て行うという強い決意のもとに取り組んでいる。

同委員会のもとに設置した「普天間飛行場負担軽減推進チーム」においては、MV-22の訓練などの約半分を県外で行うことができるよう、13(同25)年10月に滋賀県に所在する^{あいばの}養庭野演習場において行われた日米共同訓練のような、MV-22を使用した訓練を引き続き検討するとともに、複数の本土に所在する演習場や飛行場における訓練を促進するため、平成26年度予算に自衛隊のティルト・

ローター機の導入検討と合わせて、必要な調査費を予算化するとともに、格納庫や給油施設といった「訓練基盤・拠点」を整備することとしている。

また、同委員会のもとに設置した「牧港補給地区返還推進チーム」では、同地区の返還にかかる米軍のマスタープランの作成の促進などの検討を進めているところであり、一つの方策として、マスタープランの作成の支援業務を行うこととしている。

参照 Ⅳ部2章2節2（在日米軍の駐留にかかる地元負担軽減に向けた取組）



あいちの
饗庭野演習場における日米共同訓練（フォレスト・ライト）を視察する
武田防衛副大臣（中央）

4 沖縄を除く地域における在日米軍の駐留

防衛省は、沖縄を除く地域においても、在日米軍の抑止力を維持しつつ地元負担の軽減を図り、在日米軍の安定的な駐留を確保する施策を行っている。

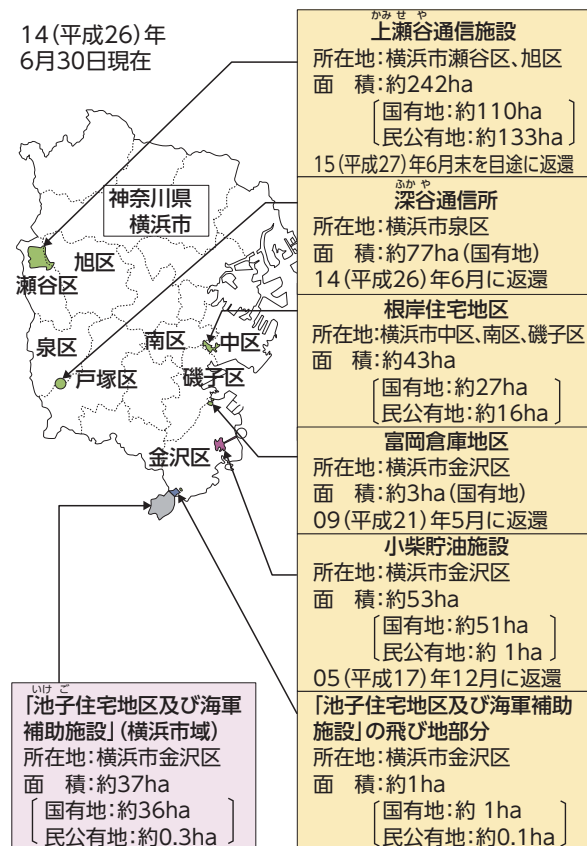
① 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理など

地方公共団体などからの強い返還要望を踏まえ、日米間で協議した結果、04（平成16）年10月の日米合同委員会で、横浜市内の上瀬谷通信施設など6施設・区域の返還方針と、「池子住宅地区及び海軍補助施設」（横浜地域）の約700戸の米軍家族住宅などの建設について合意した。その後、10（同22）年9月の日米合同委員会では、住宅建設について、上記約700戸のうち当面の措置として根岸住宅地区の移設分約400戸とし、「池子住宅地区及び海軍補助施設」（逗子地域）の一部の土地については、返還までの措置として要件が整った段階で共同使用することで合意した。

これまでに2施設・区域（小柴貯油施設および富岡倉庫地区）の返還が実現しているところ、残る施設・区域の早期返還の実現に向けて日米間で協議を重ねてきた結果、14（同26）年4月の日米合同委員会で、深谷通信所および上瀬谷通信施設の具体的な返還時期について合意した。なお、このうち、深谷通信所については、14（同26）年6月に返還が実現した。また、同委員会では、約400戸整備することとしていた池子住宅地区の住宅建設戸数を171戸に変更することについてもあわせて合意した。

参照 図表Ⅲ-2-3-8（神奈川県における在日米軍施設・区域の整理などに関連する施設・区域）

図表Ⅲ-2-3-8 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理などに関連する施設・区域



↓
171戸の
住宅などの建設

14（平成26）年4月に深谷通信所および上瀬谷通信施設の返還時期について合意
 〔両施設で計約320haの返還となり、その面積は、横浜市内の米軍用地（約470ha）の約7割に相当（14（平成26）年4月時点）〕

2 ロードマップに示された米軍再編の現状など

(1) 在日米陸軍司令部能力の改善

キャンプ座間（神奈川県）に所在する在日米陸軍司令部は、高い機動性と即応性を有し、かつ、統合任務が可能な司令部となるよう、07（同19）年12月に在日米陸軍司令部・第1軍団（前方）として発足し、08（同20）年9月末に改編された。

また、各種事態への迅速な対応のために在日米陸軍司令部との連携強化を図るべく、機動運用部隊や専門部隊を一元的に管理する陸自中央即応集団司令部を平成24年度末に、朝霞駐屯地（埼玉県）から在日米陸軍司令部が所在するキャンプ座間へ移転した。この改編にともない、相模総合補給しょう廠（神奈川県）内に任務指揮訓練センターその他の支援施設が米国の資金で建設された。さらに、キャンプ座間および相模総合補給廠のより効果的かつ効率的な使用のため、それぞれ一部返還などの措置が講じられることとなっており、08（同20）年6月には相模総合補給廠の一部土地（約17ha）の返還について、11（同23）年10月にはキャンプ座間の一部土地（約5.4ha）の返還について、12（同24）年6月には相模総合補給廠の一部土地（約35ha）の共同使用について、日米合同委員会においてそれぞれ合意された。

(2) 横田飛行場および空域

ア 共同統合運用調整所の設置

司令部間の連携向上は、統合運用体制への移行とあいまって、日米両部隊間の柔軟かつ即応性のある対応の観点からきわめて重要である。さらに、横田飛行場（東京都）に所在する在日米軍司令部は、「指針」のものと各種メカニズムにおいても、重要な位置を占めている。これらを踏まえ、後述の空自航空総隊司令部の移転にあわせ、平成23年度末に共同統合運用調整所¹³を設置し運用を開始した。

【参照】Ⅲ部2章2節1項2（「日米防衛協力のための指針」にかかる取組）

イ 空自航空総隊司令部の移転

空自航空総隊司令部は、わが国の防空のほか、弾道ミサイル防衛（BMD）における司令部機能も保持している。防空およびBMDにおける対処可能時間は短いため、特に日米間で必要な情報を迅速に共有する意義が大きい。そのため、平成23年度末に、府中（東京都）に所在していた空自航空総隊司令部および関連部隊約800名を米第5空軍司令部の所在する横田飛行場へ移転した。これにより、前述の共同統合運用調整所の設置とあわせて、防空やBMDにおける情報共有をはじめとする司令部組織間の連携強化を図った。

ウ 横田空域

米軍は、横田飛行場において、首都圏西部から新潟に広がる横田空域の進入管制を行っているが、その空域を飛行する民間航空機の運航を円滑化するための措置が行われた。

06（同18）年9月より、空域の一部について、軍事上の目的に必要なでないときに航空管制業務の責任を一時的に日本側当局に移管する措置が開始された。また、07（同19）年5月から横田ラプコン（RAPCON）施設への空自航空管制官の併置が開始されるとともに、08（同20）年9月に羽田空港西側に隣接する部分約40%が削減され、管制業務が日本に返還された。なお、横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討については、10（同22）年5月に完了している。

エ 横田軍民共用化

横田飛行場の軍民共用化については、03（同15）年5月の日米首脳会談において検討していくこととされ、政府関係省庁と東京都との実務的な協議の場として「連絡会」を設置し、累次議論が行われてきた。

また、日米両国政府は、共用化により横田飛行場の軍事上の運用や安全などを損なわないとの認識のもと、06（同18）年10月以降、具体的な条件や態様に関する検討を行ってきた。今後のさらなる調整や検討の結果を踏まえ、日米両国政府で協議のうえ、適切な決定を行うこととしている。

13 共同統合運用調整所は、日米の司令部組織間での情報の共有や緊密な調整、相互運用性の向上など、日本の防衛のための共同対処に資する機能を果たすものである。

(3) 横須賀海軍施設、厚木飛行場および岩国飛行場に関する施策

ア 米空母の展開

現在、原子力空母¹⁴ ジョージ・ワシントンが横須賀（神奈川県）に前方展開しているが、このような米太平洋艦隊のプレゼンスは、アジア太平洋地域における海洋の安全や地域の平和と安定に重要な役割を果たしており、米空母はその能力の中核となるものである。

なお、14（同26）年1月、米海軍は、空母ジョージ・ワシントンに燃料交換のために米国へ移動し、原子力空母ロナルド・レーガンが前方展開する旨を発表している。

米海軍は、空母ジョージ・ワシントンを含めたすべての原子力艦について、港に停泊中は通常、原子炉を停止させることや、日本において原子炉の修理や燃料交換を行うことはないことなど、その安全面での方針を守り続けることを確約している。政府としても、引き続きその安全性確保のため、万全を期する考えである。

イ 空母艦載機の移駐

空母艦載機の拠点として、厚木飛行場（神奈川県）が現在使用されている。厚木飛行場は市街地の中心に位置し、特に空母艦載ジェット機の離発着にともなう騒音が、長年にわたり問題となっており、空母の運用を安定的に維持していくためには、こうした問題を早期に解決することが必要である。

一方、岩国飛行場については、滑走路を1,000m程度沖合へ移設する滑走路移設事業¹⁵ 終了後には、周辺地域の生活環境への影響がより少ない形で、安全な航空機の運用が可能となる。

これらを考慮し、第5空母航空団は、厚木飛行場から岩国飛行場に移駐することとした。この移駐にともない、岩国飛行場における運用の増大による影響を緩和するため、①移駐が滑走路の沖合移設後に行われることに加え、②岩国飛行場の海自EP-3などの厚木移駐、③普天間飛行場から岩国飛行場に移駐するKC-130の海自鹿屋基地とグアムへの定期的なローテーションでの展開、④岩国飛行場の米海兵隊CH-53Dヘリのグアム移駐などの関連措置がと

られることとなった。

これらにより、岩国飛行場周辺の騒音は、住宅防音の対象となる第一種区域の面積が約1,600haから約500haに減少するなど、現状より軽減されると予測される。

その後、13（同25）年10月の「2+2」において、厚木飛行場に所在する第5空母航空団の岩国飛行場への移駐が、17（同29）年頃までに完了することを認識するとともに、上記②岩国飛行場の海自EP-3などの厚木移駐については、岩国飛行場の地元地方公共団体などからの要望を受け、防衛態勢上の観点も踏まえて日米間で検討した結果、同部隊を岩国飛行場に残留させることを確認した。

なお、上記④岩国飛行場の米海兵隊CH-53Dヘリのグアム移駐については、同部隊が一時的に岩国飛行場から中東に派遣されていたところ、ロードマップなどを踏まえ、同飛行場に戻ることなくグアムへ移駐することを日米間で確認した。

また、空母艦載機の岩国飛行場への移駐などにともない必要となる家族住宅などを建設するための用地（愛宕山用地）について、12（同24）年3月に売買契約を締結し、現在、家族住宅や運動施設などの敷地造成工事を実施している。

ウ 空母艦載機着陸訓練

ロードマップにおいては恒常的な空母艦載機着陸訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みを設け、恒常的な施設をできるだけ早い時期に選定することが目標とされ、11（同23）年6月の「2+2」会合では、新たな自衛隊施設のため、馬毛島^{まげしま}が検討対象となる旨地元^{まげしま}に説明することとされた。同施設は、大規模災害を含む各種事態に対処する際の活動を支援するとともに、通常の訓練などのために使用され、あわせて米軍の空母艦載機離発着訓練の恒久的な施設として使用されることになるとしている。なお、05（同17）年の「共同文書」においては、空母艦載機着陸訓練のための恒常的な訓練施設が^{*}特定されるまでの間、現在の暫定的な措置に従い、米国は引き続き硫黄島で空母艦載機着陸訓練を行う旨確認されている。

¹⁴ 原子力空母は、原子炉から生み出されるエネルギーによって推進することから、燃料を補給する必要がないうえ、航空機の運用に必要な高速航行を維持できるなど、戦闘・作戦能力に優れている。

¹⁵ 岩国市などの要望を受け、岩国飛行場の滑走路を東側（沖合）に1,000m程度移設する事業。10（平成22）年5月に新滑走路の運用が開始され、平成22年度末に事業完了

エ 岩国飛行場における民間航空再開

山口県や岩国市といった地元地方公共団体などが一体となって民間航空再開を要望していたことを踏まえ、05（同17）年10月、米軍の運用上の所要を損なわない限りにおいて、1日4往復の民間航空機の運航を認めることが合意された。

その後、ロードマップにおいて「将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる」とされた。これに基づき、12（同24）年12月に岩国飛行場に岩国錦帯橋空港きんたいきょうが開港し、民間機による定期便が48年ぶりに再開された。

(4) 弾道ミサイル防衛（BMD）

BMDに関しては、日米双方がそれぞれのBMD能力の向上に応じ、緊密な連携を継続することとされた。具体的には、TPY-2レーダー（いわゆる「Xバンド・レーダー」）が、米軍車力通信所しやりきに配備された¹⁶。また、06（同18）年10月、米軍のペトリオットPAC-3が嘉手納飛行場と嘉手納弾薬庫地区に配備されている。

また、13（同25）年2月の日米首脳会談において、日本国内に2基目のTPY-2レーダーを配備し、弾道ミサイル防衛により万全を期する必要があるとの方針で一致した。

同年10月の「2+2」会合では、2基目のTPY-2レーダーの配備先として空自経ヶ岬分屯基地（京都府）を選定する意図が確認され、13（同25）年12月、配備に必要な施設・区域を米国に提供した。

参照 Ⅲ部1章1節3（弾道ミサイル攻撃などへの対応）

(5) 訓練移転

訓練移転¹⁷については、当分の間、嘉手納、三沢（青森県）および岩国飛行場（山口県）の3つの在日米軍施設からの航空機が、千歳（北海道）、三沢（青森県）、百里（茨城県）、小松（石川県）、築城（福岡県）および新田原基地（宮崎県）といった自衛隊施設において、自衛隊との共同訓練に参加することとされた。これに基づき07（同19）年3月以降、米軍の飛行場から自衛隊の基地への訓練移転を行っている。また、防衛省は、実地調査を行ったうえで、必要に応じて自衛隊施設における訓練移転のためのインフラの改善を行っている。



空自新田原基地において米空軍の訓練移転を受け入れる空自隊員

なお、訓練移転の実施にあたっては、関係地方防衛局は、空自と協力して米軍を支援するとともに、訓練期間における周辺住民の安心、安全を図るため、現地連絡本部を設置し、関係行政機関との連絡や周辺住民への対応にあたるなど、訓練移転の円滑な実施に努めているところである。

また、10（同22）年5月の「2+2」共同発表に基づき、11（同23）年1月、日米合同委員会において、航空機訓練の移転先として新たにグアムなどを追加し、従来の訓練より規模を拡大することが合意された。その後日米間で協議を行い、同年10月、日米合同委員会において、訓練実施場所などの詳細について合意された後、在日米軍の航空機による訓練が初めてグアムなどに移転して行われ、その後も実績を重ねている。

さらに、14（同26）年3月、従来からの戦闘機戦闘訓練に加えて、空自の三沢または千歳基地へ飛来して行われる訓練移転に、三沢対地射爆撃場を使用した空対地射爆撃訓練を追加することについて日米合同委員会で合意した。この訓練は、日米間の相互運用性の向上に資するとともに、本来であれば嘉手納飛行場へ飛来して鳥島射爆撃場などで実施されていた空対地射爆撃訓練の一部を、三沢対地射爆撃場へ移転するものであり、嘉手納基地周辺における騒音軽減にもつながることから、沖縄の負担軽減に資するものである。

¹⁶ レーダーは、06（同18）年6月、青森県の空自車力分屯基地に配備されたが、その後、隣接する米軍車力通信所に移設された。

¹⁷ 日米間の相互運用性を向上させるとともに、在日米軍飛行場の周辺地域における訓練活動の影響を軽減することを目的として、在日米軍航空機が自衛隊施設において共同訓練を行うこと

5 在日米軍の再編を促進するための取組

ロードマップに基づく在日米軍の再編を促進するため、07（平成19）年8月に「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」（再編特措法）が施行された。これに基づき、再編交付金や公共事業に関する補助率の特例などの制度が設けられた。

再編交付金¹⁸は、再編¹⁹を実施する前後の期間（原則10年間）において、再編が実施される地元市町村の住民生活の利便性の向上や産業の振興に寄与する事業²⁰の経費にあてるため、防衛大臣により再編関連特定防衛施設と再

編関連特定周辺市町村を指定した後、在日米軍の再編に向けた措置の進み具合などに応じて交付される。14（同26）年4月現在、16防衛施設41市町村が再編交付金の交付対象となっている。

加えて、再編の実施により施設・区域の返還や在沖米海兵隊のグアムへの移転などが行われ、駐留軍等労働者の雇用にも影響を及ぼす可能性があることから、雇用の継続に資するよう技能教育訓練などの措置を講ずる。

¹⁸ 平成26年度予算で約100億円

¹⁹ 再編特措法では、在日米軍の再編の対象である航空機部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成の変更（横須賀海軍施設における空母の原子力空母への交替）について、在日米軍の再編と同様に扱う。

²⁰ 具体的な事業の範囲は、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令」第2条において、教育、スポーツおよび文化の振興に関する事業など、14事業が規定されている。